

○相馬市中規模小売店舗出店届出要綱

平成四年十一月三十日

告示第五十九号

(目的)

第一条 この要綱は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、中規模小売店舗における小売業の事業活動の概要を把握することにより、地域の特性に適合した秩序ある商業活動の確立を図り、もって小売業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 店舗面積 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第一項に規定する店舗面積をいう。
- 二 中規模小売店舗 一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル以下のものをいう。
- 三 中小小売業者 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)第一条の二第二項に規定する中小小売商をいう。

(中規模小売店舗の設置者等及び中小小売業者の責務)

第三条 中規模小売店舗の設置者及び当該中規模小売店舗において小売業を営む者は、その周辺の中小小売業者の事業活動の機会の適正な確保に配慮し、地域の特性に適合した秩序ある商業活動の確立が図られるよう努めなければならない。

- 2 中小小売業者は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、経済的、社会的諸事情の変化に即応して経営の近代化に努めなければならない。

(概要説明及び地元説明)

第四条 [第六条](#)又は[第七条](#)の規定による届出(以下「届出」という。)を行おうとする者(以下「届出者」という。)は、届出を行う前にあらかじめ市長にその出店計画の概要について、説明を行わなければならない。

- 2 届出者は、前項の規定による説明を行った日から三月以内で、かつ、届出を行う一月前までに周辺の中小小売業者等に対し、出店計画の内容について説明しなければならない。ただし、[第七条](#)の規定による届出の場合において、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

(地元説明の報告)

第五条 届出者は、前条第二項の規定による説明を行ったときは、地元説明実施状況報告書([様式第一号](#))により市長に報告しなければならない。

(中規模小売店舗の設置者等の届出)

第六条 中規模小売店舗を設置(既存の店舗面積を変更し、又は既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を

含む。)しようとする者及び当該中規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、開店日の三月前までに、相馬市中規模小売店舗出店設置届出書(様式第二号)により市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第七条 前条の規定により届け出た者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに相馬市中規模小売店舗出店設置変更届出書(様式第三号)によりその旨を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名
- 二 建物の構造、延床面積及び店舗面積
- 三 開店予定日
- 四 営業時間
- 五 休業日数
- 六 主な取扱品目
- 七 その他市長が必要と認める事項

(相馬商工会議所の長への通知)

第八条 市長は、[第六条](#)又は[第七条](#)の規定による届出があつたときは、速やかにその内容を相馬商工会議所の長に通知するものとする。

(勧告)

第九条 市長は、中規模小売店舗の設置及び当該中規模小売店舗において小売業を営む者が届出をせず、又は虚偽の届出をして営業を開始したときは、当該者に対し必要な勧告をすることができる。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成四年十二月一日から施行する。

(相馬市中規模小売店舗出店調整要綱の廃止)

- 2 相馬市中規模小売店舗出店調整要綱(昭和六十一年相馬市告示第十一号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(相馬市中規模小売店舗調整会議設置要綱の廃止)

- 3 相馬市中規模小売店舗調整会議設置要綱(昭和六十二年相馬市告示第二十八号)は廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二〇年告示第五一号)

この要綱は、公布の日から施行する。